

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十七年四月一日

目 次

訓 令 甲

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(道路維持課)

一
ページ

岐阜県訓令甲第二十一号

各現地機関
庁中一般

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のようにて定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 筆

る訓令

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程 (昭和五十一年岐阜県訓令甲第五号) の一部を次のように改正する。

第一条中「手続き」を「手続」に改める。

別表第一本庁の部道路建設課の項及び道路維持課の項中「総括管理監」を「管理調整監」に改める。
別表第二本庁の部河川課の項中「総括管理監」を「管理調整監」に改め、「徳山ダメ対策室長」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐 阜 文 芸 社